

# 田辺市青少年スポーツ大会出場費補助金について

## 趣 旨

スポーツ振興とスポーツによる青少年の健全育成を図るため、スポーツ大会に出場する団体又は個人に対して補助金を交付します。

※本事業は、予算の範囲内において補助金を交付します。

## 補助の対象となる大会

- ・児童及び生徒が出場するアマチュア大会とし、国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会（この法人に加盟する団体を含む。）又はこれに準ずる団体が主催し、和歌山県大会等の予選会を経て代表として出場する近畿大会又はこれに準ずる大会以上の大会（小学校・中学校・高校のクラブ活動は除きます。）
- ・そのほか市長が特に認めた大会

## 対象者

補助金の交付対象者は、大会に出場する選手、監督、コーチ等とし、次に該当する方となります。

※同一年度内において、補助金額に記載の同じ大会区分で、すでに補助金の交付を受けた方は対象外となります。

- 団体** 市内に本拠地を有する児童等のスポーツ団体とし、3分の2以上が市内に在住、在勤又は在学の者で構成される団体
- 個人** 次のいずれも満たす個人
  - ・市内に活動の拠点を置く市内在住の個人
  - ・大会の要項に定める参加資格者のうち大会の参加登録書に記載があること

## 補助の対象となる経費

- ・大会の参加に要する交通費
- ・大会の参加に要する駐車場代
- ・大会期間中の宿泊費
- ・大会の参加費

※大会の主催者等から補助対象経費に対し財政支援（補助金、助成金、寄付金等）がある場合にあっては当該財政支援に相当する額を補助対象経費の額から除きます。

## 補助金額

補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額を限度とし、その限度額は下記のとおりとなります。

大会区分	開催地区分	補助金の額 (1人当たり)	団体限度額
近畿大会	県外	5,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額。50,000 円を限度とする。
全国大会	近畿圏内	5,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額。50,000 円を限度とする。
	近畿圏外	10,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額。150,000 円を限度とする。
国際大会	近畿圏内	5,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額。50,000 円を限度とする。
	近畿圏外 (国外を含む)	10,000 円	個人の額に対象人数を乗じた額。150,000 円を限度とする。

※いずれの大会区分についても、会場が和歌山県内であれば補助金の対象外となります。

※西日本大会など、近畿大会の規模を超え、かつ、全国大会の規模に満たない大会については、近畿大会の区分として取り扱うものとします。

## 補助金交付までの流れ

### 補助金交付申請

補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、原則として大会の開催開始日の7日前までにスポーツ振興課に提出してください。

- 大会出場計画（様式第2号）
- 収支予算書（様式第3号）
- 大会の開催要項
- 予選大会の記録及び大会出場資格を証明する資料
- 大会出場者名簿
- 相手方登録申出書（すでに登録があれば提出は不要です。）
- その他、市長が必要と認める書類

内容審査後、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書により申請者へ通知します。



### 実績報告

補助金実績報告書（様式第7号）に、次に掲げる書類を添えて、大会終了後速やかにスポーツ振興課に提出してください。

- 大会出場実績書（様式第8号）
- 収支報告書（様式第9号）
- 大会の出場を証明する書類（大会プログラム、大会結果が分かる書類）
- 支払証拠書類の写し（領収書又は写し）
- その他、市長が必要とする書類

内容審査後、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により申請者へ通知します。



### 補助金の請求

補助金交付請求書（様式第10号）をスポーツ振興課に提出してください。

補助金を交付します。

詳しくは、田辺市青少年スポーツ大会出場費補助金交付要綱をご確認ください。

【要綱：交付申請】 田辺市スポーツ振興課ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/hojokin.html>

### お問合せ先

田辺市教育委員会スポーツ振興課

〒646-0061 和歌山県田辺市上の山一丁目23番1-1号

TEL：0739-25-2531 FAX：0739-25-0387

Email：sports@city.tanabe.lg.jp

HP：https://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html